

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者の医療費などを免除

豪雨により被災した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者の医療費・介護サービス費(一部負担金)を免除します。また、すでに支払った場合は還付します。

医療費などの免除

医療機関や介護サービス事業所などの窓口で申し出れば、医療費・介護サービス費(一部負担金)が免除されます。

※後日、市から確認を行う場合があります。

医療費などの還付(すでに支払った場合)

申請期限 支払った日の翌日から2年を経過するまで

受付場所 保険医療課、高齢者福祉課(いずれも市役所本庁1階)、各支所

用意する物 医療機関などの領収書、被保険者証、通帳、印鑑、被災(り災)証明書など

※被災状況により用意する物が異なります。詳しくは問い合わせてください。

☎保険医療課(国民健康保険について) ☎0848・67・6050 (後期高齢者医療保険について) ☎0848・67・6056
高齢者福祉課(介護保険について) ☎0848・67・6240

免除・還付の対象となる期間 7月5日(木)～12月31日(月)

対象者 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者で次のいずれかに該当する人

- ①住宅が全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または治療に1カ月以上を必要とする重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明な人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

次の費用は免除・還付の対象となりません

入院・入所したときの食費や居住費、はり・きゅう・マッサージ・整骨院などの施術費用など

被災した住宅などの解体・撤去費用を償還します

被災した住宅などの建物や災害で発生した土砂混じりのがれきを解体・撤去した人へ、かかった費用を償還します。

申請期限 来年2月28日(木)まで

受付場所 災害廃棄物対策チーム(市役所本庁4階)、各支所

対象 被災した建物や土地などの所有者で、すでに建物やがれきを解体・撤去した人(所有者から委任を受けた人を含む)

対象となる費用

- ①半壊以上の住宅(店舗兼住宅を含む)の解体・撤去費用
- ②半壊以上と認められるもので、二次災害の危険や生活環境の保全上支障となる建物(空き家、倉庫などを含む)の解体・撤去費用

③宅地などの民有地に堆積した土砂混じりのがれき(土砂のみは除く)の撤去費用

※詳しくは問い合わせてください。

償還額 申請金額または市が定める基準で計算した額のうち、いずれか低い額

用意する物 本人確認書類、印鑑、被災(り災)証明書、登記事項証明書、施工前・中・後の写真、建物の配置図、撤去などに関する書類(契約書・領収書・工事費用内訳書・マニフェスト・計量伝票など)

※解体の場合は、解体証明書、固定資産公課証明書が必要。

☎災害廃棄物対策チーム(☎0848・67・6157)

ひとり親家庭等医療費受給者証・ 重度心身障害者医療費受給者証の交付要件を緩和

被災者支援のため、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証の交付要件を緩和します。次の全ての条件を満たす人には、所得に関わらず受給者証を交付します。

	ひとり親家庭等医療費受給者証	重度心身障害者医療費受給者証
条件	①平成12年4月2日以降に生まれた子を養育し、配偶者または事実上の婚姻関係にある相手がいない ②豪雨災害で住宅が半壊以上の被害を受けた ③所得制限により、ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていない	①身体障害者手帳1～3級または療育手帳④・A・⑥を持っている ②豪雨災害で住宅が半壊以上の被害を受けた ③所得制限により、重度心身障害者医療費受給者証を持っていない
申請期限	被災した日から1年を経過するまで	
受給者証の有効期限	被災した日から来年6月まで	
受付場所	子育て支援課(市役所本庁2階)、各支所	社会福祉課(市役所本庁1階)、各支所
用意する物	被災(り災)証明書、受給対象者の健康保険証	
	乳幼児等医療費受給者証(持っている人)	印鑑
問い合わせ先	子育て支援課(☎0848・67・6045)	社会福祉課(☎0848・67・6060)

被災者の生活支援や見守りを行う 地域支え合いセンターを開設

豪雨災害で被災した人の生活支援や孤立防止のための見守りなどを行う「地域支え合いセンター」を本郷福祉センターに開設しました。

センターでは豪雨災害に関する困り事などの相談に応じる相談員が市や県の関係部局などと連携を取り、相談者を支援します。また、応急仮設住宅やみなし仮設住宅などを訪問し、生活上の相談に応じたり、被災者向けの情報を提供したりします。

困り事や心配事があれば、気軽に相談してください。

※相談員は相談員証を携帯しています。

開所日時 月～金曜日(祝日を除く)9時～17時

ところ 本郷福祉センター(下北方一丁目)



▲地域支え合いセンターのある本郷福祉センター



▲相談員がさまざまな相談に応じます

☎地域支え合いセンター(☎080・8244・0835)

ご支援いただいた皆さまを紹介します

このたびの豪雨災害では、たくさんの企業・団体・個人から温かい支援をいただいています。感謝の意を込めて、支援いただいた皆さまを順次、紹介します。(順不同・敬称略)

●寄付金・見舞金

【個人】築島求▽水口律子▽板垣慎太郎▽光安竜一▽川口博史【企業・団体】公益財団法人中国労働衛生協会▽学校図書株式会社▽松川町役場職員一同▽三原高校同窓会関西支部▽日本共産党中央委員会▽長崎市役所▽浪江町公営団地等自治会有志一同▽益田市役所▽宮浦中学校共同研究部・生徒会執行部▽マリンバの響きメキシコ文化交流実行委員会▽「OCC」みはら実行委員会▽株式会社ジェイ・エス・エス▽株式会社西川ビッグオーシャン▽関西住建株式会社▽三原市建設協会▽新宮ロータリークラブ▽真岡ロータリークラブ▽国際ソロプチミスト三原▽ANAホールディングス株式会社▽三原浮城ライオンズクラブ▽株式会社エプリアン▽カルビー株式会社中四国支店▽浅尾繊維工業株式会社▽株式会社データーホライゾン▽株式会社イズミ▽三原市歯科医師会▽マックスバリュ西日本株式会社▽広島県葉業株式会社▽三原パイロットクラブ▽日

本賃貸保証株式会社▽株式会社ジエイアルサービスネット広島▽チャリティーバザーふれあいまつり実行委員会▽宮古市役所▽東京三原会▽表示灯株式会社▽第19回ひろしまハーモニーカ・フェスティバル▽公益財団法人風に立つライオン基金▽フルーツ山梨農業協同組合代表理事組合長中澤昭▽三原市選挙管理委員会

寄付金・見舞金の総額

8760万6834円(10月17日時点)

●支援物資

【個人】野崎万里子▽木内めぐみ▽岡畠咲▽二村尚加▽宇高友里恵▽石原華奈絵▽木之下里英▽西原純▽眞田惣行【企業・団体】日本水工設計株式会社広島支社▽三原浮城ライオンズクラブ▽株式会社エゴシヤイン▽株式会社ブルーキャピタルマネジメント▽株式会社エバルス営業本部尾三支店▽杏林製菓株式会社▽ティーエスアルフレッサ株式

会社東広島支店▽マツダ株式会社▽一般財団法人ロングステイ財団▽曹洞宗大本山總持寺▽大日本印刷株式会社▽興銀リース株式会社▽株式会社ZOO▽ひたちなか未来の会代表吉原雄一▽岩谷産業株式会社▽株式会社石垣

●給水・災害廃棄物収集などの応援

【企業・団体】福山市上下水道局▽三次市水道局▽庄原市水道局▽下関市上下水道局▽山口市上下水道局▽防府市上下水道局▽周南市上下水道局▽下松市上下水道局▽長崎市上下水道局▽佐世保市水道局▽大村市上下水道局▽松浦市上下水道課▽壱岐市上下水道課▽川棚町水道課▽福岡市水道局▽佐賀市上下水道局▽新宮市水道事業所▽岡山市水道局▽徳島市水道局▽高槻市水道部▽茨木市水道部▽八尾市水道局▽寝屋川市上下水道局▽阪神水道企業団▽宝塚市上下水道局▽加古川市上下水道局▽川西市上下水道局▽佐用町上下水道課▽フジ地中情報株式会社広島支店▽三

原管工事業協同組合▽株式会社サービスタワー▽尾道市水道局▽公益社団法人日本水道協会▽一般社団法人全国清掃事業連合会会長三井崇裕▽三原市清掃事業協同組合理事長川口和弘

●災害ボランティア

延べ1万211人(10月19日時点)

(来月号に続きます)

各地から集まった給水車(市役所本庁駐車場/7月21日撮影)

